

雑誌掲載論文紹介

EU の GHG 排出量目標強化の動きから見えるもの*

日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット総括 工藤 拓毅

5 月 24 日、欧州議会環境委員会は、欧州連合（EU）の 2020 年における温室効果ガス（GHG）排出量目標を、現行の 1990 年比で 20%削減から、30%にまで引き上げるべきとの決議案を採択した。

この少し前の 3 月に公表された、EU の気候変動総局が策定した「長期的な低炭素ロードマップ」、ならびにエネルギー総局による「エネルギー効率計画 2011」では、20 年における EU 全体の目標について、現行の 90 年比で 20%削減から 25%削減へ引き上げ可能であることの根拠が示されていた。今回の決議は、そうした根拠に基づく目標強化を行うべきとする見解の表れとも解釈できる。一方で、30%という数字が持つ意味と課題も、今回の決議文の内容から伺うことができる。

本稿では、EU が目指す 20 年・30%削減という目標について、最近発表された他の情報も含めて、その構造と政策的戦略性や課題という視点から考察してみることにする。

30%目標提案の背景

EU は、2006 年に 20 年における GHG 排出目標を 1990 年比で 20%削減と設定した段階から、主要国による積極的な排出目標へ合意した場合には、自らの目標を 30%にまで強化するという姿勢を示していた。

周知の通り、その後の国際交渉では、京都議定書の延長、もしくはコペンハーゲン合意文書に記載されたような新たな枠組みの議論が進みつつあるが、なかなか合意に至る道筋を見いだすことができていない。そういった状況もあり、これまでの国際交渉と並行して、EU 域内では積極的に 30%への目標強化をすべきとの議論が度々出るものの、交渉カードとして自らの目標を高める働きかけを示すには至っていない。

そうした中で今回、欧州議会の環境委員会が採択した決議文書は、本年末までに EU 執行部に対して目標強化を行う提案を行うよう働きかけるものであり、EU 域内の取り組みをさらに強化して、国際交渉に対して積極的に働きかけるべきという議論が高まりつつあるというメッセージとなる。

* 本稿は、月刊 Business i. ENECO（2011 年 7 月号）に掲載された原稿について転載許可を得て、一部修正の上で掲載しております。

目標強化の考え方

今回の決議文に記載された内容から、改めて EU としての目標強化の論拠について整理してみよう。

30%まで目標強化を必要とする論拠は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書によって記載され、その後の国連交渉でも文書的に認識されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以下にとどめるという気候変動対策のゴールである。

この目的を達成するため、IPCC の評価報告書内容に沿って、2020 年段階における各先進国の GHG 排出量を 1990 年比で 25 ~ 40%削減するというシナリオに準じるとともに、50 年断面では同様に 80 ~ 95%の削減を目指すというものであり、EU は多くの国際的な場において主張してきている。

実は、この論拠に準じると考えた場合、EU が現在掲げている 20%は足りていないことになる。今回の意見書でも、50 年目標と 90 年排出量を直線で結ぶならば、EU がとるべき 20 年目標は 34 ~ 38%であるべきと指摘している。その上で、長期的な目標達成に遅れが生じないようにすること、さらには対策強化により資金需要を生み出し、雇用を創出し、そして技術開発などを通じた国際競争力を強めるといったコベネフィットを実現するような実行可能な枠組み強化、その結果が 30%削減であると読み解くことができるのである。

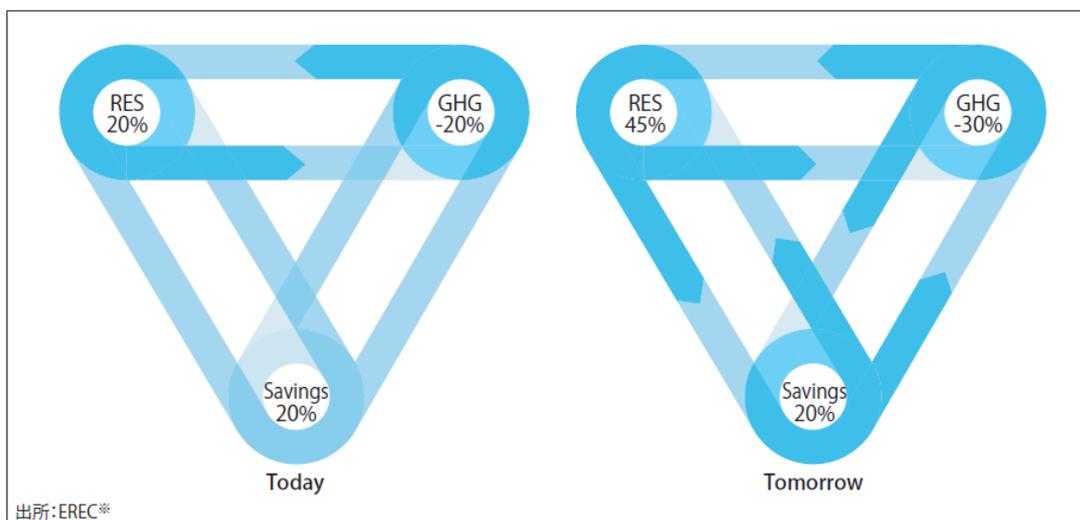
目標達成戦略

決議案における目標達成のためのポートフォリオで留意すべきことは、30%削減目標すべてを域内でやるとはしていない点である。

強化された目標のうち域内での削減量は 25%であるとし、残りの 5%は域外の取り組み、すなわちクリーン開発メカニズム（CDM）などのクレジットを活用すると明記している。もともと、自らの目標達成に外部クレジットを活用することは「補完的」であるべきと EU は主張してきたが、現行の 20 年目標を強化するにあたって、その半分は外部クレジットとする戦略が意図されている。この数字は年間でおよそ 2.8 億 t 近い水準であり、国際的な炭素市場に与える影響は大きい。

一方、目標達成に向けた炭素価格戦略として 30 ユーロ / CO₂t を目指す、そのために欧州域内排出量取引制度（EU-ETS）や省エネルギー政策の実効性強化をパッケージとして推進していくことが規定されている。この価格目標の設定は、外部クレジットを生み出すプロジェクトの制度設計にも大きな影響を与えることから、今後の将来枠組み交渉の内容という視点からも重要なポイントとなる。

2020 年目標の強化と再生可能エネルギーの役割¹



目標強化の実現可能性と課題

決議書の採択とほぼ同時期に、欧州再生可能エネルギー評議会（EREC）から再生可能エネルギーの展望に関する報告書が出された。EREC は、再生可能エネルギーに関連する企業などによって構成された組織であるが、そこでは、現行の EU における政策パッケージに基づきながら、2030 年までに再生可能エネルギー導入量を大幅に拡大し、EU 域内における 30%削減を目指そうとしている。

報告書の内容を 20 年の断面で見れば、より導入促進策を講じた場合でも、最終エネルギー消費に占める比率は 21.5%であり、現行の政策パッケージにおける再生可能エネルギーの 20%目標からの上乗せ幅は小さい。しかし、この報告書で指摘している時間軸は 30 年であって、今回の決議案内容との間で齟齬はない。

問題は、再生可能エネルギーの貢献度合いにある。前述したように、EU 内において排出目標強化を主張する人々の意識は、50 年までに大幅な削減を実現することにある。決議書では、EU 域内で仮に直線的に GHG 削減を進めるとした場合の 30 年目標は 55%であると明記されている。ところが、EREC による展望では、20 年から 30 年にかけて再生可能エネルギーの比率をほぼ倍増、10 年に比べれば 4 倍以上とするにもかかわらず、達成される削減量は域内で 30%にとどまるのである。

その結果、もし EU が提起している長期目標を達成するには、EUETS や省エネルギー政策をさらに強化していく道筋を描いていくか、域外クレジットに大幅に依存するか、新たな技術的ブレークスルーに期待するかといったことが必要となる勘定になる。

¹ European Renewable Energy Council (EREC), “45% by 2030 -Towards sustainable energy system in the EU-” , May 2011

ここでの見立てはあくまでのマクロ的な数字による概算でしかない。しかし、将来的な実現可能性を考えた場合の目標強化の可能性は、EU にとってそれほど容易なものではないのではないかということが窺えるのである。

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp